加入者情報名寄せ基準書 新旧対照表 (2023/6/26)

項番	頁	変更区分	新	IΒ	変更箇所
1	1	変更	なお、本基準書において使用される用語は、特に断りのない限り、 <u>「株</u> <u>式等振替制度に係る業務処理要領」</u> と同一の意味を持つものとする。	なお、本基準書において使用される用語は、特に断りのない限り、 既に公表されている、「株券等の電子化に係る制度要綱」、「加入者情 報標準化要領」、「株式等振替システム システム概説書」及び株券 電子化に係る各種の「接続仕様書」と同一の意味を持つものとする。	1
2	5	変更	(注5)「株主等通知用データ」とは、口座管理機関から通知された加入者情報に基づいて、発行者に通知するための情報として機構において作成したデータである。詳細は、「株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)」の「別紙8.株主等通知用データの設定内容等」を参照。	(注5)「株主等通知用データ」とは、口座管理機関から通知された加入者情報に基づいて、発行者に通知するための情報として機構において作成したデータである。詳細は、「株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用) <u>第2.0版</u> 」の「別紙8.株主等通知用データの設定内容等」を参照。	3 (2)
3	6	変更	(注6)住所については、一定のクレンジング処理(名寄せの精度向上のために行う住所表記の補正処理)を行った上で住所コードに変換する(以下「住所コード化」という。)こととしている。「住所(住所コード化部分)」が示す内容は、住所コードへの変換ができたものについては住所コードに変換した部分、住所コードへの変換ができなかったものについては住所全体を指す。なお、住所コード化の詳細については、「株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)」の「別紙9.加入者情報の住所に係る住所コード化処理内容」を参照。	(注6)住所については、一定のクレンジング処理(名寄せの精度向上のために行う住所表記の補正処理)を行った上で住所コードに変換する(以下「住所コード化」という。)こととしている。「住所(住所コード化部分)」が示す内容は、住所コードへの変換ができたものについては住所コードに変換した部分、住所コードへの変換ができなかったものについては住所全体を指す。なお、住所コード化の詳細については、「株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)第2.0版」の「別紙9.加入者情報の住所に係る住所コード化処理内容」を参照。	3 (3)
4	10	変更	① 区分ごとの名寄せの判定 区分ごとに下表に掲げる内容が全て一致している場合(②「共通番号 <u>が登録されている場合の特例」及び③</u> 「代理人が選任されている場合 の特例」に該当する場合を除く。)に名寄せを行う。	① 区分ごとの名寄せの判定 区分ごとに下表に掲げる内容が全て一致している場合(下記②の「代理人が選任されている場合の特例」に該当する場合を除く。)に名寄せを行う。 なお、この判定基準は、自動名寄せ処理の場合と同一である。	5 (1)

項番	頁	変更 区分	新	IΒ	変更箇所
5	11	追加	 ② 共通番号が登録されている場合には、共通番号の一致又は不一致の状況に応じて、区分ごとに下表に掲げる内容について判定を行う。なお、比較する一方の内容が「空欄」(登録なし)であるときには、不一致として判定する。 a 個人・法人区分が「個人」の場合 ケース 共通番号が一致する場合 ウ生年月日が一致すれば名寄せを行う。		5 (1)
6	11	変更	③ 代理人が選任されている場合の特例	② 代理人が選任されている場合の特例	5 (1)

以上